

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

当行では、お客様から公共債の売買等に必要な金銭及び公共債をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない公共債について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・国債証券、地方債証券を当行の口座でお預かりする場合には、口座管理料（手数料）を頂戴していません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

〈金銭・公共債の預託、記帳及び振替に関する契約の概要〉

当行では、お客様から公共債の売買等に必要な金銭及び公共債をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない公共債について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

〈当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要〉

当行は登録金融機関業務を行います。当行では、取引口座を設定していただいた上で、公共債の売買等の注文を受付しております。

〈この契約の終了事由〉

次に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約のお申し出があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

〈当行の概要〉

商号等	株式会社北海道銀行 登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号
本店所在地	〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 一般社団法人全国銀行協会
認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
資本金	935億円
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
設立年月	昭和26年3月
連絡先	お取引に関して、ご質問・ご不明な点等がございましたらお取引店または以下の窓口にご連絡ください（受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日除く））。

【お取引全般に関する窓口】

担当部署 株式会社北海道銀行 個人ソリューション部
住 所 〒060-8676 札幌市中央区大通西2丁目5番地
電話番号 0120-950-060（*3を選択してください）

【ご郵送・電子交付した帳票に関する窓口】

担当部署 株式会社北海道銀行 市場業務室
住 所 〒003-0003 札幌市白石区東札幌3条1丁目2-33
東札幌道銀ビル
電話番号 0120-950-060（*1を選択してください）

【苦情・トラブル等に関する窓口】

担当部署 株式会社北海道銀行 お客様相談室
住 所 〒060-8676 札幌市中央区大通西2丁目5番地
電話番号 011-251-1336

〈金融ADR制度のご案内〉

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」または「一般社団法人全国銀行協会」を利用することができます。なお、いずれも公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）】

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号 0120-64-5005
受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日除く）

【一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室】

住 所 〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 銀行会館
電話番号 0570-017109または03-5252-3772
受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日除く）